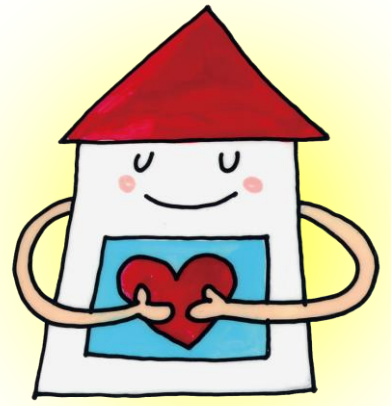


将来に備え、住まいの修繕積立金の準備で安心を…。

# 戸建住宅 業界初! 修繕積立サポート

【モリトくん 商標登録  
申請中】登場!!



モリトくん

住まいは家族と共に育ちます。

いつまでも安全、安心、快適に暮らすには、点検登録店と二人三脚で、定期的に点検を行い、修繕やリフォームを適した時期に行う等、維持管理が欠かせません。

その為には、マンションと同じように「修繕積立金」があれば安心です。

新築資金や教育資金と同じように、修繕積立の目的で今から準備されませんか？

一般社団法人 住宅長期支援センターの  
戸建住宅修繕積立サポート【モリトくん】は、信託方式で積立ています。

## <積立て費用の活用例>

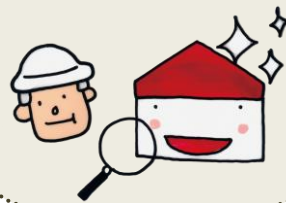
住宅の修理や補修、  
耐震改修、リフォーム・リノベーション  
費用として…



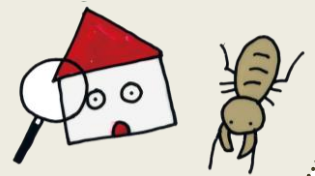
システムキッチン  
等、設備機器の更新  
や、新たに設置する  
費用として…



定期点検、建物調査  
診断の費用として…



シロアリ調査・施工  
費用として…



「登録住宅いえるて」の登録費、更新  
費として…



地盤調査や地盤改修  
費として…



不動産売買に伴う費用や、引越し、解体  
費として…



災害時の生活費（罹災  
証明書が必要）や再建費  
用の一部として…



司法書士等 専門家への相談費用として… 他

## 戸建住宅の所有者様以外にも活用できます!

### マンションにお住まいの方

- ・専用部分の修繕、リフォームやリノベーション費用として…
- ・住宅設備機器の交換費用として…
- ・大型家具の購入費として…

### 賃貸住宅にお住まいの方

- ・住宅の購入資金の一部として…
- ・引越し費用として…
- ・大型家具購入費として…
- ・DIYの材料や道具等の購入費として…

### 賃貸住宅の経営者の方(大家さん)

- ・共用部分の修繕費用として…
- ・設備機器の更新費用として…
- ・建替え費用の一部として…

# 一般社団法人 住宅長期支援センターの 戸建住宅修繕積立サポート【モトくん】

商標登録  
申請中

## 戸建住宅修繕費用の信託積立

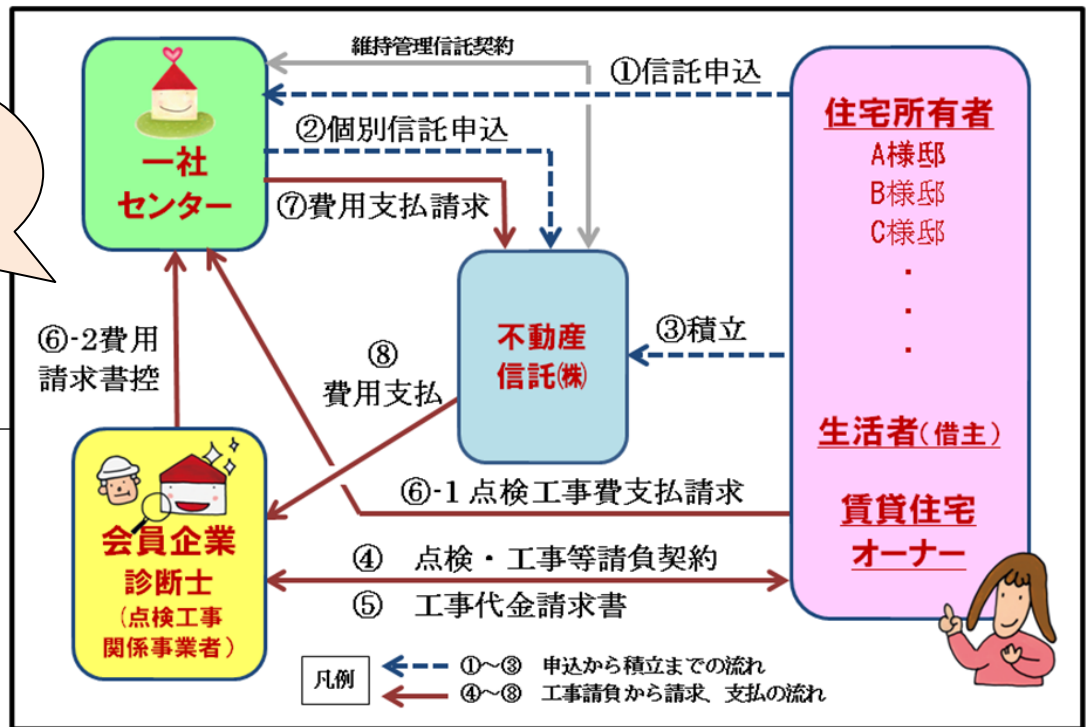
★お申込みから、お支払いまでの流れ

スタートは  
いつからでも  
OK!

積立金額や頻度は、  
自由に決められます!

- 新築時やリフォーム時に一括で積み立て。
- 年1回、ローン減税の還付金を積み立て。
- 年2回、ボーナス時に。

※信託法により、当センターや不動産信託会社に万が一の事があっても、積立金は保護されます。



### <ご注意 (必ずご覧ください)>

- ・当システムは、住宅所有者と（一社）住宅長期支援センターとの間で、住宅所有者が所有する住宅（建築物）の維持管理を行い、その住宅の価値が評価・活用され、安心・信頼できる既存住宅市場が確立される事が目的です。
- ・対象住宅：戸建住宅、集合住宅のいずれも可能、但し、「登録住宅いえかるて」の「共通ID」が付与されている住宅に限ります。（「共通ID」が無い場合は、「登録住宅いえかるて」に住宅履歴情報をご登録ください。）
- ・積立金額、積立回数、開始日、振込方法等は、申込み時に決定します。
- ・積み立てる修繕積立金（維持管理費）は、信託法によるきりう不動産信託株式会社内に設けた専用の信託口座（三井住友銀行 大阪本店営業部）に保管します。尚、利息は付きません。又、指定口座の送金又は自動引落しに掛かる費用はご負担ください。
- ・積立金額は、年1回5月に書面（もしくはメール）にて、センターから住宅所有者へお知らせします。又、年度途中で工事費等支払いが生じた場合、支払後直ちに書面（もしくはメール）にて、センターから住宅所有者へ積立金額をお知らせします。
- ・預託金は、建物の維持管理費用として積立てられたものであり、住宅（建築物）の所有権が移転した場合には、原則次の所有者に引き渡されます。但し、特別の理由による場合は、預託金の払い戻しの請求をすることが出来ます。
- ・工事費用等、預託金から払い出す場合、センターの「点検登録店」である事をご確認ください。「点検登録店」でない場合は、手続きが必要となります。
- ・火災や災害等で建物が無くなった（半壊又は全壊と指定された）場合は、再建費用、引越費用、賃貸住宅に係わる費用に充当出来ます。又、被災証明書を提出の場合は、生活費用として引き出すことが出来ます。
- ・住宅所有者が死亡した場合は、住宅の相続人が預託金付きで住宅を相続するものとします。
- ・住宅所有者が病気や精神的障害により自己による正常な意思表示が困難と認められる状態に至った場合、成年後見人若しくは法律上正当な管理者に対して返還します。
- ・契約期間は契約締結日より30年間。但し、契約満了の6ヶ月前までに契約終了の申入れがない場合、3年間延長します。
- ・本契約は、解約出来ませんが、センターがやむを得ない理由と判断した場合には、預託金の償還を所定の手続きにより行う場合があります。

### 【お問合せ】

一般社団法人 住宅長期支援センター

TEL : 06-6941-8336 FAX : 06-6941-8337

E-mail : info@holsc.or.jp

URL : http://www.holsc.or.jp/

〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-7-4



トムテくん